

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

シニア起業は収入以外の動機で開業 仕事の経験・知識や資格生かしたい

公的年金受給が段階的になって満60歳を控えた現役組は65歳までの延長雇用制を選ぶか、起業欲をいかに実現するかがテーマという。

日本政策金融公庫総合研究所が昨年9月時点で融資した中小企業のうち、融資時点で開業後1年以内の企業3,054社に「シニア起業家」のアンケートをとった。結果は、①開業までに管理職に携わっていた人の割合が高い。これは大企業勤務者の割合が高く、経験年数(現在の事業に関連する仕事の経験年数)の平均は17.8年と長く「30年以上」の割合も3割超と高い。また大学卒、持家で住宅ローンも終えている、年金など事業以外からの収入を得ている人が多い。起業年齢の平均は56歳。

②多くの起業家は収入以外の動機で開業。これは「仕事の経験・知識や資格を生かしたかった」「社会の役に立つ仕事がしたかった」「年齢や性別に関係なく仕事がしたかった」が上位3項目。一方、収入への考え方として「できるだけ多くの収入を得たい」を挙げるシニアは少なかった。最近は特にCB(コミュニティビジネス)に関心が高まっている。

③採算状況は半数以上が黒字基調だが、開業前に予想した月商達成の割合は低い。

しかしこの調査対象が自社銀行の顧客で、恵まれた起業家といえる。短期間での成果は望めないからだ。今後、定年前退職が加速するから、岐路を選ぶ生活設計は早いほどよいだろう。

税務会計

2013年税制改正法が年度内に成立 企業向け減税や富裕層増税が中心

政権交代の影響で、税制改正大綱の決定が1ヵ月以上遅れ込んだことから、当初、成立が大幅に遅れることが懸念されていた2013年度税制改正法案である「所得税法等の一部を改正する法律案」は、3月29日に開かれた参院本会議で原案どおり可決され、例年通り無事年度内の成立となった。施行は、原則4月1日からとなる。

国税関係の改正を一本にまとめた所得税法等の一部を改正する法律案は、3月1日に国会に提出された。衆院を22日に通過し、25日に参院財政金融委員会に付託され審議を経た後、27日の質疑後に委員会での採決で可決、29日の本会議に上程され、賛成220、反対14の賛成多数で成立するといった1ヵ月を切る異例の超スピード成立だった。

今年度改正項目は、生産等設備投資促進税制や所得拡大促進税制の創設など、景気浮揚のための企業向けの減税措置や、2014年4月の消費税増税後の富裕層増税として、所得税の最高税率の引上げや相続課税強化を実施するほか、贈与税(暦年課税)の税率構造緩和、相続時精算課税制度の適用対象拡大、孫への教育資金贈与に対する非課税措置の創設、事業承継税制の要件の大幅緩和といった資産税関係の見直しなどが盛り込まれている。

企業向けの減税措置は、そのほか、研究開発投資減税の上限を法人税額の30%に引上げや中小企業の年間の交際費支出800万円を上限に全額損金算入などがある。

今週のキーワード

CB(コミュニティビジネス)

地域(コミュニティ)等におけるニーズや課題に対応するための事業がコミュニティビジネス(CB)。ソーシャルビジネスは範囲を広げ教育や環境に視点を置く。CBは主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象のコミュニティを活性化し、雇用を創出したり人の生き甲斐(居場所)などをつくり出すことが主な目的。CBの活動によって、行政コストが削減されることも期待されている。その経営主体は持分会社、NPO法人、協同組合などさまざま、全国に広がっている。